単　位　事　務　名	
食品加工営業許可	
根拠及び参考法令	食品衛生法　【第５１条，第５２条】 食品衛生法施行令　【第３５条】 製造物責任法　【第２条】
項　目	処　理　方　法
営業施設の基準	都道府県は，飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であって，政令で定めるものの施設につき，条例で，業種別に，公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。　【食品衛生法第５１条】
営業の許可	１　前条に規定する営業を営もうとする者は，厚生労働省令の定めるところにより，都道府県知事の許可を受けなければならない。 ２　前項の場合において，都道府県知事は，その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは許可をしなければならない。 ３　都道府県知事は，第１項の許可に５年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。　【食品衛生法第５２条】
営業の指定	法第５１条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業 【食品衛生法施行令第３５条】 ３　菓子製造業（パン製造業を含む。） ５　アイスクリーム類製造業 ６　乳処理業 ８　乳製品製造業 １２　食肉販売業 １３　食肉製品製造業 １６　魚肉ねり製品製造業 １９　清涼飲料水製造業 ２５　みそ製造業 ２６　醤油製造業 ３３　缶詰又は瓶詰食品製造業

項　　目	処　　理　　方　　法
製造物責任法（ＰＬ法）	製造物の欠陥により人の生命，身体，財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定める法律 「製造物」とは，製造又は加工された動産をいう。　【製造物責任法第２条】 「製造」とは，部分又は原材料に手を加えて新たな物品を作り出すことであり，「加工」とは，物品に手を加えてその本質を保持しつつこれに新しい属性又は価値を付加することをいうものとされている。 　したがって，例えば未加工の農産物などは，部品や原材料に手を加えて製造されたわけでもなく加工されたわけでもないので，製造物責任の対象とはならない。 　これに対し，農産物を加工した漬物，ジュース，味噌，缶詰，牛乳等の生産物に有害物質が混入したようなケースでは，その生産物は製造物責任の対象となる。 　この法律の施行に伴い，万一の損害賠償の補助として，各学校において，保険をかけている。 「欠陥」とは，当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。 「欠陥」には，以下の３種類がある。 ①　設計上の欠陥 　製造物の設計段階で十分に安全性に配慮しなかったために，製造される製造物全体が安全に欠ける結果となった場合。 ②　製造上の欠陥 　製造物の製造段階で粗悪な材料が混入したり，製造物の組立に誤りがあった等の原因により，製造物が設計・仕様どおりに作られず安全面を欠く場合。 ③　指示・警告上の欠陥 　有用性ないし効用との関係で除去し得ない危険性が存在する製造物について，その危険性の発現による事故を消費者側で防止・回避する適切な情報を製造者が与えなかった場合。 「ＰＬ法」とは，平成７年７月１日に施行された「製造物責任法」。欠陥製品により損害を被った被害者が，①損害の発生，②欠陥の存在，③欠陥と損害の間の因果関係，を立証すれば製品の製造者等は過失がない場合であっても損害賠償を負う。